

情報なんぶ

平成28年03月17日発行

南部町行政だより 第153号

企画政策課 電話66-3113

<http://www.town.nanbu.tottori.jp>

mail to / kikaku@town.nanbu.tottori.jp

■ さくらまつりで着物の体験ができます！ ■

さくらまつり期間中の4月10日に公民館着物着付け教室の皆さんによる着付け体験ができます。
服の上から着物を着付け、20分程度のまち歩きをお楽しみください！体験料等は必要ありませんので、お気軽にお立ち寄りください。

※服を着たまま着付けますので、首回りのあいたお洋服での体験をお勧めします。

※足袋、下足等の小物はありませので、必要な方はご準備ください。（着物は貸出）

【日時】 4月10日（日） 午前11:00～午後2:00

【場所】 法勝寺電車ひろば（雨天時：さいはく分館）

【内容】 服の上から着物の着付けを行います。

【問い合わせ先】 南部町公民館 TEL 64-3782

■ 町税などの「口座振替済通知書」の廃止について ■

これまで町税などの納付に口座振替をご利用の方に「口座振替済通知書」をお送りしていましたが、経費削減及び省資源化推進の観点から、平成28年度より廃止させていただきます。
納付状況については、振替日（納期限日）以降に預貯金通帳の記帳によりご確認ください。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

廃止する税目等

町県民税（普通徴収）、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、
継続検査（車検）の必要のない車両の軽自動車税

廃止しない税目

継続検査（車検）の必要な車両の軽自動車税

【問い合わせ先】・税金に関すること

税務課

TEL 66-4802

■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ ■

認知症の方の介護をしている家族のつどいを開催します。

介護についての日頃の思いを話し合い、仲間づくりやりフレッシュをする会です。
毎月「認知症の人と家族の会」より相談員が来られ、認知症について勉強をしたり
介護についての相談・助言を受けることができます。

*参加申し込みは不要です。都合のつく時間にお気軽にご参加ください。

【日時】 4月15日（金） 午前10時～正午

【場所】 健康管理センターすこやか

【参加費】 100円（茶菓代）

【問い合わせ先】 南部地域包括支援センター（健康福祉課） TEL 66-5524

火の取扱いに十分注意しましょう！

一人ひとりが火の取扱いには十分注意し、火災の予防に努めましょう。



■ 転出にともなう各種手続きについて ■

引っ越しにともなう各種手続きについてご案内します。

○南部町から転出するとき

※手続きの際、本人確認書類、印鑑を必ずご持参ください。その他、詳しい内容は各担当課へお問い合わせください。

手続き内容	南部町での手続き	手続きできる窓口	
転出届	転入先の市区町村に提出する 転出証明書 を交付します。 ◎持ち物：印鑑、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）	町民生活課 法勝寺庁舎 (☎66-3114) または 天萬庁舎 (☎64-3781)	
住民基本台帳カード	住民基本台帳カードをお返しく下さい。		
マイナンバーカード (個人番号カード)	マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちください。 (※通知カードは不要です)		
国民健康保険	国民健康保険証をお返しく下さい。また、以下に該当のある方は転出手続きの際に申出ください。 ----- ※ 学 生 の 方 …南部町の国保が継続されます。 在学証明書を提出してください。 ----- ※ 施設入所の方…住所地特例施設への入所は、南部町の国民健康保険が継続されます。		
	後期高齢者医療		保険証をお返しく下さい。 また、県外に転出される場合は負担区分等証明書の交付を受けてください。
	児童扶養手当		児童扶養手当住所変更届を提出してください。
児童福祉手当	支給事由消滅届を提出してください。		福祉事務所(健康管理センターすこやか) (☎66-5522)
特別医療	受給資格証をお返しく下さい。		健康福祉課(健康管理センターすこやか) (☎66-5524) または 町民生活課 法勝寺庁舎・天萬庁舎
児童手当	児童手当消滅届を提出してください。		
介護保険	介護保険証をお返しく下さい。また、以下に該当のある方は転出手続きの際に申出ください。 ----- ※ 認定を受けている方…南部町で受給資格証明書の交付を受け、転入先で介護保険証の交付を受けてください。 ----- 施設入所の方…住所地特例施設への入所は南部町の介護保険が継続されます。		

※郵送で転出の届けをすることもできます。詳しくは町民生活課(☎66-3114)へお問い合わせください。

○他市町村に転入するとき

新しい住所に住み始めてから 14日以内 に以下のものをご用意の上、新住所地の市町村役場窓口で転入手続きをしてください。

【持ち物】

- 転出証明書 印鑑 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
 マイナンバーカード(個人番号カード)もしくは通知カード 障害者手帳（お持ちの方）